

許可の更新、届出事項の変更

建設業許可の有効期間は許可を受けた日から5年間となるため、引き続き建設業を営もうとする場合は有効期間が満了する前に更新手続きを行う必要があります。更新手続きは有効期間満了日の3ヶ月前から30日前までに行いますが、余裕をもった申請をお勧めします。

届出事項に変更が生じた場合は変更届の提出が必要になります。経營業務管理責任者、専任技術者、令3条使用人に関する事項は2週間以内、その他の事項は30日以内に提出します。

毎事業年度終了後4ヶ月以内に事業年度終了届（決算届）の提出が必要になります。

変更届や事業年度終了届（決算届）の提出を失念すると更新手続きができません。変更があったら「変更届」、決算を終えたら「事業年度終了届」を忘れずに提出しましょう。

建設業許可関連事項

◎経営規模等評価申請（経営事項審査）

公共工事を発注者から直接請け負うためには、経営状況に関する客観的事項についてあらかじめ審査を受けなければなりません（この審査は毎年受ける必要があります）。

◎入札参加資格審査申請

公共工事の入札に参加を希望する場合は、経営規模等評価申請を受けた後、各発注機関が定める申請期間内に入札参加資格の審査を受けなければなりません。

申請期間や資格有効期間は各発注機関によって異なりますので注意が必要です。

行政書士は、官公署に提出する書類、権利義務・事実証明に関する書類を作成する専門家です。

あなたの街の法律家



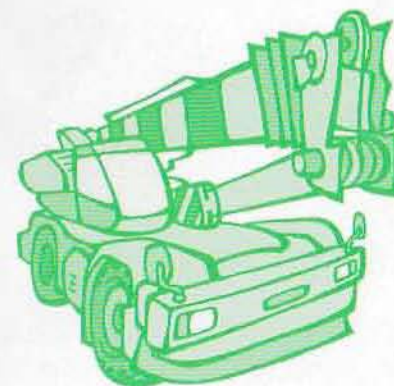
千葉県行政書士会

〒260-0013 千葉市中央区中央4-13-10
（千葉県教育会館 本館4階）

TEL 043-227-8009 / FAX 043-225-8634

<http://www.chiba-gyosei.or.jp/>

建設業許可申請



建設業許可に関する書類の作成は
行政手続きの専門家「行政書士」にご相談下さい

あなたの街の法律家



千葉県行政書士会

許可の必要性

建設工事を請け負う（公共工事・民間工事・元請・下請を問わない）場合は、軽微な工事を除いて建設業法で定められた許可を取得する必要があります。

※軽微な工事とは、次の建設工事をいいます。

①建築一式工事については、1件の建設工事の請負代金の額が税込1500万円未満の工事又は、延べ面積が150㎡未満の木造住宅工事。

②建築一式工事以外の建設工事については1件の請負代金の額が税込500万円未満の工事。



許可の種類

1. 都道府県知事許可と国土交通大臣許可

1つの都道府県にのみ営業所を設置して営業する場合は都道府県知事の許可、2つ以上の都道府県に営業所を設置して営業する場合は国土交通大臣の許可が必要になります。

2. 特定建設業許可と一般建設業許可

発注者から直接請け負った1件の建設工事につき、下請代金の工事金額の合計が4000万円（税込）以上（建築工事業は6000万円（税込）以上）になるような下請契約を締結する場合は特定建設業許可が必要になります。

特定建設業許可の要件に満たない工事のみを請け負う場合は一般建設業許可が必要になります。

許可の業種

建設業許可は工事の種類によって29業種に分かれていて、業種ごとに許可を受ける必要があります。

土木工事業	建築工事業
大工工事業	左官工事業
とび・土工工事業	石工事業
屋根工事業	電気工事業
管工事業	タイル・れんが・ブロック工事業
鋼構造物工事業	鉄筋工事業
舗装工事業	しゅんせつ工事業
板金工事業	ガラス工事業
塗装工事業	防水工事業
内装仕上工事業	機械器具設置工事業
熱絶縁工事業	電気通信工事業
造園工事業	さく井工事業
建具工事業	水道施設工事業
消防施設工事業	清掃施設工事業
解体工事業	

許可の要件 ～主なポイント～

1. 経營業務の管理責任者としての経験を有していること

①許可を受けようとする建設業に関して、5年以上の経營業務管理責任者としての経験を有していること。

②許可を受けようとする建設業以外の建設業に関して、6年以上の経營業務管理責任者としての経験を有していること。

など

2. 専任の技術者を有していること

営業所ごとに、一定の資格・実務経験を有する専任の技術者を置くことが必要です。

3. 請負契約に関して誠実性を有していること

請負契約に関して不正または不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないことが必要です。

4. 請負契約を履行するに足る財産的基礎または金銭的信用を有していること

一般建設業許可の場合は次のいずれかに該当する必要があります。

①自己資本の額が500万円以上あること

②500万円以上の資金調達能力があること

③過去5年間許可を受けて継続して営業した実績があること（更新・業種追加）

※特定建設業許可の場合は別の要件を満たす必要があります（資本の額が2000万円以上で自己資本の額が4000万円以上あることなど）。

5. 許可を受けようとする者が欠格要件に該当しないこと

①成年被後見人もしくは被保佐人または破産者で復権を得ない者

②不正の手段により許可を受けたこと、または営業停止処分に違反したこと等によりその許可を取り消されて5年を経過しない者 など

このほかに上記の要件を満たすことが確認できる証明書類（住民票、資格証明書、身分証明書など）、工事経歴書、財務諸表（決算書）、納税証明書、営業所の所在がわかる地図・写真などを添付して申請します。